平成２７年（フ）第７５３９号
東京都世田谷区代沢２丁目７―13　池諏荘２Ｆ７号
債務者　小清水和敏
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５４６号
東京都葛飾区堀切６丁目30―15―202
債務者　佐藤　利恵
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５４９号
東京都江戸川区松江５丁目10―21
債務者　下崎　範子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５５０号
東京都練馬区貫井５丁目12―８―201
債務者　渡邉　　清
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５５２号
東京都東村山市廻田町３丁目16―17―203
債務者　横須賀　進
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５５４号
東京都練馬区豊玉南３丁目32―35―305
債務者　鈴木　由実
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５５５号
東京都八王子市東中野1224―４
債務者　野崎喜代江
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５５６号
東京都板橋区前野町３丁目25―５―601
債務者　佐藤　和夫
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５５７号
東京都板橋区赤塚４丁目６―13―107　ガーデンクレス弐番館
債務者　秋山　栄理
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５５８号
東京都江東区塩浜２丁目13―11―302
債務者　大塚　正道
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５５９号
千葉県浦安市堀江３丁目28―11―401
債務者　佐藤　淳一
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５６０号
東京都墨田区立花１丁目28―３―315
債務者　冨田　信也
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５６９号
東京都練馬区東大泉４丁目13―２―205
債務者　今泉　雅斗
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５７０号
東京都板橋区高島平７丁目32―10　光荘８
債務者　本田　則子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５７１号
東京都葛飾区堀切３丁目４―４
債務者　伊藤　　清
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５７２号
東京都練馬区南大泉１丁目41―６―301
債務者　高見　栄子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部